梅田隆亮

福島をはじめ全国の原発で働いているみなさん、ご苦労様です。高熱高湿の作業場での 仕事は毎日が大変なことでしょう。

わたしは、1979年に島根原発と敦賀原発に、日立プラント建設の孫請けで5人の班長としてはいりました。ところがこの仕事が終わり北九州に帰ってしばらくすると、身体に異常を覚えるようになりました。そこでいくつも病院を回ったのですが異常はないというのです。わたしも自分の状況をどう説明したらいいのか弱っていました。たとえば、午前中は仕事場で仕事をしても昼飯を食べたあと、急に体の力が抜ける、危なくって仕事を続けることができない、午後からは家に帰りたいと申し出る、こんなことがちょくちょく起こりました。調子が悪い、病院に行く、診察の順番が回ってくる頃には普通に戻っている、こんなことが繰り返し続いたのです。身体のこの不調とうまく付き合うしかないと思いました。

2000年に、急性心筋梗塞で倒れました。緊急手術によって命は取り留めましたが、仕事ができる身体には戻りません。いまは身体障害 4級に認定されています。 原子炉内での作業は 1カ月余りで、短期間であったといえます。被曝量は、放射線管理手帳を最近初めて見ることができましたが、合計 8.6ミリシーベルトだそうです。(これが正しい数値であるとは思っていません。わたしも泣き殺しをしました)。

原発にいく前のわたしは健康だったのです。わたしの身体に生じたひとつづきの異常の 原因は原発作業以外にあるとはどうしても思えません。

2008年、わたしは労災を申請しました。わたしはすぐに認められと思っていましたので、 労基署からの通知は意外でした。

松江労基署は、高温と多湿でマスクを外して作業せざるをえなかったという私の証言を、電力会社がこれを禁止行為として指導していたという理由で、認めませんでした。アラームが鳴っても仕事を続けた、アラームを止めたこともあるという私の証言も、アラームが鳴ったら退去するように電力会社が教育していたから、仕事を続けることはあり得ない。アラームは放射線管理員が行うルールになっているから止めることもありえないという理由で、認めませんでした。こんなむちゃな理屈はありません。

労災保険審査官に審査を申し立てました。すると不服なら証拠を出せというのです。私は自分が実際に行ったことを話したのです。どんな証拠を出せというのですか。この悔しい思いは決して忘れられません。

いま裁判所で労災認定を求めて国と闘っています。

みなさんにお伝えしたいことは、被曝の影響は 20 年後にでてくるかもしれないということと、線量が小さいから影響がでてこないということはない、低線量でも起こる人には起こるということです。だから記録を取ってください。私の場合、原発のどの場所でどんな作業をしたか、配管の溶接作業をしたかを聞かれ、結局、日立プラント建設の持つ「記録」が証拠として認められ、私の証言は証拠がないと退けられて悔しい思いをしました。それと自分の健康状態の記録です。異常を感じた時、その日付と症状を記録しておいてください。診察を受けた病院の医師の名前や発言も重要です。わたしは病院で「異常はない」という言葉を聞かされて、次第に自分の感じている身体の異変をひとに話すのが億劫になってきました。記録があれば労災認定を受ける必要がうまれたときに役に立つでしょう

わたしのような辛い経験をしないために、将来の自分と家族のことを考えて、今日から 記録を取ってください。原発作業員にとって労災認定の壁は驚くほど分厚いのです. 使い 捨てにされないために、できることからやりましょう.